単価契約仕様書

教育委員会事務局総務部調査課

（担当 合田、青木 電話 334-9222）

件　　名	（単価契約）雲ケ畑地区の児童の通学に係る庸車
形状・寸法	－
予定数量	４１０運行（１日１～２運行）
契約期間	令和９年４月１日　～　令和１０年３月３１日
契約条件	別添のとおり

注　本仕様について不明な点がある場合は，契約課の指示に従ってください。

（単価契約）雲ケ畑地区の児童の通学に係る庸車仕様書

1　運行の目的

雲ケ畑地区の児童の京都市立柊野小学校への通学手段を確保することを目的とする。

2　運行車両仕様等

（1）運行対象者

雲ケ畑地区に居住する、京都市立柊野小学校児童（３名の予定）

（2）車両規模（運転手含む。）

４～５人乗り

（3）児童、保護者との円滑な意思疎通を図ることができるよう、運転手については可能な限り、特定少数の運転手が当たるよう努めること。

（4）車内の衛生管理に努めること。

（5）児童が乗車することに鑑み、車両は禁煙車両とし、運転手は運行直前及び運行中は禁煙とすること。

（6）車内外の状況を記録できる装置（ドライブレコーダー等）を備えていること。

3　運行経路

基本的には下記のとおりとする。ただし、契約期間中においても契約金額に影響がない範囲内で事業者と協議のうえ、適宜調整することがある。

①　登校時（約８ｋｍ）

乗車地：雲ケ畑バス（もくもく号）のバス停「出合橋」付近

降車地：京都市立柊野小学校付近

②　下校時（約８ｋｍ）

乗車地：京都市立柊野小学校付近

降車地：雲ケ畑バス（もくもく号）のバス停「出合橋」付近

※１　入札単価は実際に使用する車両規模に関わらず、同一のものとして計算すること。

※２　１運行当たりの契約単価は同一の金額とする。

※３　登校時の降車地、下校時の乗車地は、乗車児童の安全及び他の交通車両の状況を踏まえて契約後に事業者と調整のうえ決定する。

4　運行日数の概算

年間約４１０運行

京都市立柊野小学校の学校教育活動がある日（最大２０５日程度）について、１日２運行（登校時１運行、下校時０～１運行）を基本とするが、学校教育活動の都合等により増減することがある。また、学校教育活動がある日であっても、運行がない場合もある。いずれの場合も事前に事業者に連絡する。

5　運行態様

京都市立柊野小学校の授業（入学式等の学校行事を含む。）がある日に限る。ただし、休業期間中であっても、京都市教育委員会が相当と認める日については運行の対象とする。

次の標準運行時刻を基に作成した１箇月ごとの運行スケジュールを事前に提示する。ただし、

学校行事等の事情により、提示したスケジュール期間中であっても、スケジュールとは異なる時刻での運行を指示することがある。

なお、運行当日に、登校については乗車予定の４５分前以降に何らかの理由により運行を休止した場合、下校については乗車予定時刻の前後であって別に指定する時間を過ぎて休止となった場合は、当該休止された運行は、運行実績に含めるものとする。

⑴　登校時

（出発時刻は目安であり、具体的な時刻については運行スケジュールにより指定する。）

７：４５頃　発

⑵　下校時

（出発時刻は目安であり、具体的な時刻については運行スケジュールにより指定する。）

１６：００頃　発

⑶　その他

台風その他緊急やむを得ない場合は、運行当日であってもスケジュールと異なる時刻での運行を指示することがある。

６　乗降児童の確認

（１）体調不良その他の理由により、登下校時の運行に乗車しない児童があるときは、事業者への電話、指定の欠席票の交付等の手段により連絡する。

（２）乗車予定の児童が予定時刻を５分経過しても乗車場所に来ない場合には、京都市教育委員会調査課が指定する者に連絡すること。

７　道路運送法の許可

道路運送法の一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている業者であること。

８　履行期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日（休業期間等で一定期間運行がない期間もある。）

９　業務報告

運行日ごとに業務日報を作成し、当該月に係る業務日報を翌月１５日までに京都市教育委員会総務部調査課に提出する。ただし、令和１０年３月分は、同月中に提出する。提出方法は協議のうえ決定する。

10　支払方法

実績報告に基づいて、１月ごとに精算払いする。

なお、連絡等の経費は、１運行あたりの単価に含まれているものとする。

11　秘密保持

事業者は、業務の実施に当たり知り得た情報を漏らしてはならない。業務上止むを得ず他人に提供する必要が生じた場合には事前に京都市教育委員会総務部調査課の許可を得なければならない。本契約が終了した後も、同様とする。

12　事故等の際の対応

故障、事故等が生じた場合は、速やかに代替運行を確保するとともに、京都市立柊野小学校及び京都市教育委員会総務部調査課に連絡し、追って、指定する様式による報告書を提出すること。

事故が生じた時は、直ちに救急機関、警察に通報するとともに、京都市立柊野小学校及び京都市教育委員会総務部調査課に連絡し、追って、指定する様式による報告書を提出すること。

13　損害賠償

事業者の故意又は過失により、乗車児童又は第三者に、人的又は物的損害を生じさせた時は、事業者が対応すること。

14　その他

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和８年１２月２５日施行のもの）に規定する犯罪事実確認のために必要な措置に関して委託者の指示に従うこと。